

フィクションとしての小山評定 —家康神話創出の一事例—

白 峰 旬

【要 旨】

従来の通説では、“小山評定”は、慶長5年7月25日、徳川家康が上杉討伐のために東下した諸将を小山（下野国＝現栃木県小山市）に招集して、上杉討伐の中止と諸将の西上を決定した軍議として有名であり、これまで関ヶ原の戦いに関する研究史において、動かしようのない“歴史的事実”として通説化して扱われてきた。しかし、本稿では一次史料の詳細な内容検討により、これまで通説で肯定されてきた“小山評定”が歴史的事実ではなく、フィクションであることを論証し、フィクションとしての“小山評定”が江戸時代に捏造された背景についても論及した。

【キーワード】

徳川家康、上杉討伐、福島正則、関ヶ原の戦い、石田三成

はじめに

慶長5年（1600）7月25日、徳川家康が上杉討伐のために東下した諸将を小山（下野国＝現栃木県小山市）に招集して軍議を開き、上杉討伐の中止と諸将の西上を決定した“小山評定”は、これまで関ヶ原の戦いに関する研究史において、動かしようのない“歴史的事実”として通説化して扱われてきた⁽¹⁾。特に、福島正則が諸将よりも率先して家康に味方すると宣言したエピソードや、山内一豊（遠江掛川城主）が居城をいち早く家康方に明け渡すことを申し出たエピソードは、感動的なストーリーとして有名である⁽²⁾。こうした有名なエピソードは一次史料では全く確認できないが、このいわば出来すぎたストーリーが、現代において流布されている家康不敗伝説（＝歴史ドラマなどで描かれる家康像）といった家康神話を増幅させるのに一役買っている感さえある。

しかし、当時（慶長5年7月～同年8月）徳川家康や東下した諸将が発給した書状には、小山評定（＝小山で評定を開いたこと）に関する言及が全くないことや、家康が諸将に対して7月25日に小山へ招集することを命じた書状が本来ならば数多く残っていてもよさそ

うなものであるが、家康が7月25日に小山へ来るように命じた諸将宛の書状は一通も残っていないのである⁽³⁾。つまり、一次史料では小山評定は、その存在が確認できず、はなはだ疑わしい“非歴史的事実”になってしまうのである。

そうした点を勘案したうえで、本稿では、これまで定説化してきた、いわゆる小山評定について、その存否を含めて具体的に検証していきたい。

1. 小山評定についての新しい見解

小山評定について、近年新しい見解を提示したのは、下村信博氏、高橋明氏、本間宏氏である。

▼下村信博氏の見解

下村信博氏は、論文「松平忠吉と関ヶ原の戦い」⁽⁴⁾において以下の2点を指摘している。

- ①小山評定がいつ開かれたかは、一次史料には伝えられておらず、慶長5年7月25日と推定するのが従来一般的であった。
- ②「(慶長5年)8月13日付中川秀成宛黒田如水(黒田孝高)書状」⁽⁵⁾には「武蔵(下野カ)之を山より廿七日ニ引返、上方へ御出陣之由申来候、廿六日ニ御上究候て」(下線引用者)と記されていることから、7月26日に小山評定が開かれた可能性がある。

上記①のように、小山評定が開かれた日付が一次史料では確認できない、という下村氏の指摘は重要である。なお、7月26日という日付は、後述するように、家康が東下した諸将に対して一斉に西上するように命じた日であり、「廿六日ニ御上究候て」というのは、家康による西上の命が出たことを指していると考えられるべきであろう。よって、この日に小山評定があったと考える必要はないと思われる。

▼高橋明氏の見解

高橋明氏は、同氏の講演内容⁽⁶⁾をまとめて寄稿した「奥羽越の関ヶ原支戦」⁽⁷⁾において、「7月23日、家康は豊臣政権三奉行の連署状を受け取り、直に義光に宛て上杉攻撃の中止を命じ、上方の諸大名には近日の上洛を告げた。最早家康の進陣はない。そこが小山であった。山鹿素行著「武家事紀」等が、25日の小山評定による上洛決定をいうは誤りである」と指摘している。つまり、7月23日の時点で上杉攻撃の中止を命じているので、7月25日の小山評定で上杉攻撃が中止されたとする見解は誤りである、と指摘している。

また、高橋氏は同氏の論文「会津若松城主上杉景勝の戦い・乾-奥羽越における関ヶ原支戦の顛末-」⁽⁸⁾において、7月23日の状況分析として、「(慶長5年)7月23日付最上義光宛徳川家康書状」の内容を引用して、家康が上杉攻撃の延期を命じたことが記されている点を上記と同様に指摘している。

このように、7月25日の小山評定で上洛決定(=上杉攻撃の中止)をしたという従来の通説の見解を、高橋氏が否定した意義は大きい。

このほか、高橋氏は同論文の7月29日の状況分析として、「(慶長5年)7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」を引用している。高橋氏の筆者への直接の御教示によれば、この浅

野幸長書状の内容から「おそらく小山において、談合はあったことを示すものと思われる」と高橋氏は指摘している。この浅野幸長書状は小山評定との関連から重要な内容を含んでいるので、高橋氏の指摘も考慮しながら後述して詳しく分析したい。なお、この浅野幸長書状の存在は、高橋明氏より筆者に直接御教示いただいたものであり、御厚志に対して深謝する次第である。

▼本間宏氏の見解

本間宏氏は、上記の高橋明氏の見解（分析過程）を考慮したうえで、次のような見解を提示した。

- ①「（慶長5年）7月23日付最上義光宛徳川家康書状」を見る限り、評定を経るまでもなく、上杉攻撃の中止（＝〔家康としての〕公儀による上方反転）は7月23日に決まっていたと考えられる。
- ②「（慶長5年）7月23日付最上義光宛徳川家康書状」に出てくる「三奉行よりの書状」の内容は、「（慶長5年）7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」の内容から推測できるので（家康としての）「公儀」によって石田三成・大谷吉継を成敗する形であったため、諸将と議論するまでもなかった。「（慶長5年）7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」を見る限り、家康自身は自分が公儀の立場にあると認識していたと考えられる。家康が公儀としての立場を失ったことを自覚したのは7月29日であると考えられる。
- ③よって、7月25日の小山評定の逸話はこれ自体が後世に創作された虚構であろう。ただし、小山で何の評定も開かれなかったという意味ではなく、形は違えど何らかの評定はあったかもしれない。つまり、諸将を招集したことまでは否定できない。

こうした見解は、本間宏氏から筆者への直接の御教示であり、本間氏によれば、上記の高橋氏も同じ理解であるとしている。

7月27日の時点で家康自身が公儀であることを認識していたという本間氏の見解は筆者の見解とは異なるが（筆者は、7月24日に「内府ちかひの条々」が家康のもとに届いたので⁹⁾、7月24日の時点で家康は公儀から除外されたことを認識した、と考えている）、上杉討伐の中止はそもそも諸将と議論するまでもなかった、という指摘や、7月25日の小山評定は後世に創作された虚構である（ただし、小山で諸将を招集した何らかの評定があった可能性がある）という指摘は重要である。

先行研究として、こうした上記の三氏（下村氏、高橋氏、本間氏）の見解を提示したうえで、小山評定の存否について具体的に検討していくことにする。

2. 日付について3説ある福島正則宛徳川家康書状（写）についての検討

これまで、小山評定が7月25日に開かれたことを示す史料的論拠として、その前日（7月24日）に福島正則宛に出された徳川家康書状（写）（下記の【史料A】）が取り上げられてきた。また、それとは別に、ほぼ同文の7月9日付（下記の【史料C】）、7月19日付（下記の【史料B】、【史料D】）の福島正則宛徳川家康書状（写）も存在する。よって、

日付について3説ある福島正則宛徳川家康書状（写）について検討することにより、小山評定の存否について考えたい。

【史料 A】（「(慶長5年) 7月24日付福島正則宛徳川家康書状（写）」、『武徳編年集成』所収⁽¹⁰⁾）

早々其元迄、御出陣之旨、御苦勞共ニ候、上方雜説申候間、人数之儀者被止、御自身は是迄可有御越、委細黒田甲斐・徳法印可被申候間、不能詳候、恐々謹言

七月廿四日

家康

^(ママ)
清洲（清須カ）侍従殿

この【史料 A】の内容は、家康が福島正則に対して、早々に「其元」まで出陣したことを御苦勞であるとし、「上方雜説」のため、（福島正則の）軍勢（の進軍）を停止し、福島正則自身が「是」（＝家康がいるところ）まで来るように、と記したものである。そして、詳しいことは黒田長政と徳永寿昌が述べるので詳しくは（書かない）と記している。

この内容からすると、上杉討伐のため東下した福島正則は、7月24日の時点で「其元」まで出陣していたが、上方の状況（＝石田三成などの挙兵を指す）に対応するため、家康がそれ以上の進軍を中止させて、家康がいる小山まで呼び寄せた、ということになる。この場合、「其元」がどの場所を指すのかについては、宇都宮付近を指すという中村孝也氏の見解があるが⁽¹¹⁾、いずれにせよ、小山へ近日中（1～2日程度）に来ることができる距離であることが想定される。

この内容が正しいならば、翌日の7月25日に開かれたとされる小山評定に福島正則が来たことを傍証する一次史料という評価ができることになる。

しかし、この家康書状は、①原本ではなく写しである、②『武徳編年集成』という後年の編纂史料（二次史料）に所収されたものである、という2点から史料批判の必要が出てくる。

『武徳編年集成』は、元文5年（1740）に幕臣の木村高敦^{たかあつ}が著した、徳川家康一代の事歴を詳述した歴史書であり、寛保元年（1741）に8代將軍徳川吉宗に献上された⁽¹²⁾。

『武徳編年集成』では、7月24日条にこの家康書状を収録している、翌日の7月25日条で小山評定のことを記述しているので⁽¹³⁾、『武徳編年集成』における記述の流れでは、この家康書状が、7月25日におこなわれた小山評定と関連するかのよう位置付けられている。『武徳編年集成』では、家康のことを「神君」と表記している、家康の業績を過度に美化するような徳川史観のバイアスがかかっている点は注意する必要がある。【史料 A】の史料批判の具体的検討は、以下の【史料 B】～【史料 D】との内容比較が必要であるため、後述することとしたい。

【史料 B】（「(慶長5年) 7月19日付福島正則宛徳川家康書状（写）」、『福島家系譜』所収⁽¹⁴⁾）

早々其迄御出陣御苦勞共ニ候、上方雜説申候間、人数之儀者被上、御自身^(ママ)て（者カ）

是迄御越可被成候、委細^(ママ)悉（黒田カ）甲斐・徳（「永」脱カ）法印可被申候間不能具候、恐々謹言

七月十九日

家康 御判

清須侍従殿

【史料C】（「慶長5年）7月9日付福島正則宛徳川家康書状（写）」、『天正元和年中福島文書』⁽¹⁵⁾

早々其迄御出陣御苦勞共ニ候、上方雜説申候間、人数之儀者被上、御自身者是迄御越可被成候、委細黒田甲斐・徳（「永」脱カ）法印可被申候間、不能具候、恐々謹言

七月九日

家康御居判

清須侍従殿

右

于今所持仕候

【史料D】（「慶長5年）7月19日付福島正則宛徳川家康書状（写）」、『福嶋氏世系之圖全』⁽¹⁶⁾

于今所持候

早々其迄御出陣御苦勞共ニ候、上方雜説申候間、人数之儀者被上、御自身者是迄御越可被成候、委細黒田甲斐・徳永法印可被申候間、不能具候、恐々謹言

七月十九日

家康

清須侍従殿

上記の【史料B】、【史料C】、【史料D】は、いずれも福島家関係史料に収録された福島正則宛の徳川家康書状（写）であり、いずれも写しであって原文書ではない。ただし、【史料C】には「右 于今所持仕候」、【史料D】には「于今所持候」と記されているので、『天正元和年中福島文書』や『福嶋氏世系之圖 全』が成立した当時は、この家康書状の原文書が存在し、それを見て筆写したということになる。その意味では、上記の【史料A】よりは、はるかに史料としての信憑性が高いことになる。

【史料B】、【史料C】、【史料D】の内容について比較すると、日付は【史料B】、【史料D】が七月十九日とするのに対して、【史料C】が七月九日とする違いがある。この家康書状の内容については、【史料B】、【史料C】、【史料D】を比較すると、若干の字句の違いはあるが、文章としてはほぼ同文である。

【史料D】をもとに、その内容を見ると、家康が福島正則に対して、早々に「其」（具体的な場所は不明）まで出陣したことを御苦勞であるとし、「上方雜説」のため、（福島正則の）軍勢を上らせ（＝西上させて）、福島正則自身が「是」（＝家康がいる江戸）まで来るように、と記したものである。そして、詳しいことは黒田長政と徳永寿昌が述べるので詳しくは（書かない）と記している。この内容は【史料B】、【史料C】も同じである。

上記の【史料A】と【史料B】、【史料C】、【史料D】を比較して、最も異なる文言は、【史料A】が「止」（「人数之儀者被止」、下線引用者）としているのに対して、【史料B】、【史料C】、【史料D】は「上」（「人数之儀者被上」、下線引用者）としている点である。つまり、【史料A】では福島正則の軍勢の進軍を中止するように家康が福島正則に対して命じた、という意味であるが、【史料B】、【史料C】、【史料D】では福島正則の軍勢を西上させるように家康が福島正則に対して命じた、という意味になる。

この違いは意味として決定的な違いであるが、上述のように【史料A】と【史料B】、【史料C】、【史料D】を比較すると、史料としての信憑性は【史料A】の方が低いと言えるので、【史料B】、【史料C】、【史料D】のいずれかをもとに、文言を「上」から「止」に改ざんして書状の内容を別の意味にすりかえたものが【史料A】である、と見なすべきであろう。つまり、7月25日に小山評定がおこなわれて上杉討伐の中止を決定したかのようにみせるため、その前日付の家康書状で福島正則の進軍中止を命じた、というように内容を改ざんしたものと考えられる。この改ざんをおこなったのは、『武徳編年集成』の著者木村高敦であると推測され、『武徳編年集成』における小山評定へのストーリー展開に信憑性があるかのように見せるため、この家康書状を改ざんして利用したのであろう。

次に、【史料A】、【史料B】、【史料C】、【史料D】の日付の違いについて考えたい。【史料A】は7月24日付、【史料B】、【史料D】は7月19日付、【史料C】は7月9日付という違いがある。【史料A】が7月24日付になっている点は、上述のように、7月25日に小山評定があったかのように見せるため、その前日である7月24日付に『武徳編年集成』の著者木村高敦が日付を無理やり改ざんした、と考えられる。

【史料C】が7月9日付としている点については、7月9日では諸将が東下する時期としては早すぎることに、東下した諸将の軍勢を西上させる時期としても早すぎることや、そもそも「上方雑説」がまだおこっていないことから、【史料C】は7月19日付を誤写して7月9日付と記した、と考えるべきであろう。

【史料B】、【史料D】は7月19日付としている点は状況的に見て正しい日付と考えられる。当時の状況として、以下の(1)、(2)のことがわかる。

(1) 7月18日付で、稲葉通孝（郡上八幡城主稲葉貞通の三男）は明行坊・経聞坊に対して、「関東陣沙汰」も延びた、ということで、(途中の)道より帰宅した、と報じている⁽¹⁷⁾。このように、7月18日の時点で上杉討伐の延期により途中から引き返して国許に帰っているということは、稲葉通孝が上杉討伐の延期を家康サイドから伝えられたのは7月18日より前であればならないことになる。

(2) 『石川正西聞見集』⁽¹⁸⁾には、家康家臣の松平康重（武蔵騎西城主）の7月の動きとして、①7月、松平康重は国許の騎西を出陣した、②松平康重が小山（下野国）の原を通ったところ、井伊直政から（これより）先へ（松平康重の）人数を遣わすことは無用である、と言われた、③井伊直政の陣所へ松平康重が寄ったところ、直政が石田三成の「別心之由」を隠さずに話した（この時、松平康重の家臣である石川正西は康重の御供として近々にてこのことを聞いた）、という記載がある点が注目される。井伊直政が松平康重に対して、

小山より先へ松平康重の人数を遣わすことは必要ない、と言った日付は記されていないが、松平康重は上杉討伐のために国許の騎西から出陣したのであるから、家康が江戸を出陣する7月21日⁽¹⁹⁾より前であったことは確実である。家康側近の井伊直政が譜代の徳川家家臣である松平康重に対して、康重が小山に来た段階で、上杉討伐のために康重の軍勢を進めることを中止するように伝えたことは、徳川中枢サイド（家康と少数の側近）では、石田三成の「別心」を見越して上杉討伐を中止し、諸大名の軍勢を西上させることが内密に決定していた、と考えてよからう。

このように上記（1）、（2）の状況がわかることから、7月19日付で福島正則が家康から軍勢の西上を命じられたとしても（【史料B】、【史料D】）、日付的には矛盾しないことになる⁽²⁰⁾。

【史料B】、【史料D】における「上方雑説」とは何を指すのか、については、『慶長年中卜斎記』（家康側近〔侍医〕である板坂卜斎の覚書）⁽²¹⁾の記述内容が参考になる。『慶長年中卜斎記』によれば、大坂にいた大小名そのほか方々から、「雑説」に関する（7月）12日付、13日付の書状が家康のもと7月20日にもたらされた、としている⁽²²⁾。例えば、7月13日付益田元祥・熊谷元直・宍戸元次連署状⁽²³⁾や7月14日付吉川広家書状⁽²⁴⁾もこれらの書状に含まれると考えられることから、それらの書状内容からすると、「雑説」とは石田三成・大谷吉継と安国寺恵瓊の反家康の動きに関することであることがわかる。

このことを勘案すると、【史料B】、【史料D】における「上方雑説」とは、上方において石田三成・大谷吉継・安国寺恵瓊の反家康の動きが惹起したことを指しているということがわかる。【史料B】、【史料D】は7月19日付であり、『慶長年中卜斎記』では「雑説」に関する書状が届いたのは7月20日としているので1日の誤差はある。しかし、上述したように、『石川正西聞見集』⁽²⁵⁾の内容から、徳川中枢サイド（家康と少数の側近）では、7月21日以前の段階で、石田三成の「別心」を見越して上杉討伐を中止することが内密に決定していたと考えられることや、稲葉通孝が7月18日の時点で上杉討伐の延期により途中から引き返して国許に帰っているため、7月18日より前の段階で上杉討伐の中止が決まったと考えられることから、7月19日の時点で、家康が福島正則に対して軍勢の西上を命じたことは整合的にとらえることができる。

家康が東下した諸将に対して一斉に西上するように命じたのは7月26日であるが⁽²⁶⁾、その7日前に福島正則に対して、いち早く西上を命じた理由を考えたい。

福島正則の居城である清須城（尾張）は、東海道筋で家康に味方する有力な大名の居城としては最西端に位置し、石田三成方の軍勢が東進した場合、清須城を奪取する可能性が高いので清須城を城主不在にしておくことが戦略的にマイナス要因になるため、福島正則とその軍勢をいち早く先発させて西上することを命じたのであろう。

福島正則が清須城に到着した日付は不明であるが、8月4日付福島正則宛家康書状⁽²⁷⁾では、家康は福島正則に対して尾張国内の明地における年貢徴収を申し付けているので、8月4日の時点では福島正則は居城である清須城に在城していたと考えられる。その他、諸史料から総合的に考察すると、7月中には、福島正則は清須城に到着したと考えられ

る⁽²⁸⁾。

以上のように、日付について3説（7月9日付、7月19日付、7月24日付）ある福島正則宛徳川家康書状（写）について検討した結果、7月19日付家康書状が正しいものであると考定することができた。前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（524～527頁）において、7月24日付家康書状を採った結果、現在では7月24日付家康書状説が定説化しているが、この点は今後再検討が必要になるであろう⁽²⁹⁾。

また、本稿での考察の結果、7月19日付家康書状が正しいものであると考定したことにより、7月25日の小山評定で東下した諸将の軍勢を西上することが決まったという従来の理解は大幅に修正が必要になった。そして、福島正則が諸将よりもいち早く居城の清須城へ帰ったという点を考慮すると（7月19日の当日或いは数日以内に家康のいる江戸へ立ち寄ったあと国許の清須への帰途につき、7月中には清須城に帰城したと考えられる）、従来、福島正則が家康に味方すると率先して宣言し、重要な役割を果たしたとされる小山評定についても、福島正則は参加していなかったことになる。そして、7月25日に小山評定が開かれたことを示す一次史料が全くないことから、小山評定そのものの存在についても重大な疑義が生じると考えられる。

3. 『慶長年中卜齋記』が描く小山評定

『慶長年中卜齋記』に記載されている小山評定の内容は、従来よく知られている『徳川実紀』⁽³⁰⁾などの記載に見る小山評定の内容とは大きく異なるので、以下に小山評定の前後を含む該当箇所（『慶長年中卜齋記』7月27日条～7月晦日条）を現代語訳して引用する⁽³¹⁾。

7月27日条 先手の大将衆に対して、明日（7月28日）来るようにと（家康から）呼び寄せた。この時、大将衆は木連川（現栃木県さくら市喜連川）より白沢（現栃木県宇都宮市白沢町）まで陣を取っていたが、（翌25日には）残らず小山（現栃木県小山市）へ来た。木連川より花（白カ）^(ママ)沢までは7、8里か。

7月28日条 五つ時（午前8時頃）に結城秀康が一番に小山へ来た。そのほか、残らず、午の刻（昼の12時頃）前に大将衆が小山へ参上した。小山古城の内に庄屋がいた家を、結城秀康が広間に（用いて）奥に3間四方くらの仮の御殿を作らせ、この広間に大将衆が集まり、座敷のうち四方の角に中座にて（＝四方の隅々まで座の中、という意味か？）（家康の）上意の仰せ出し（があり、それは）本多忠勝と本多正信の両人がおこなった。結城秀康は、この時は番所の小屋へ入った。大将衆（が在陣していた）白沢より木連川までは、7、8里くらいであり、白沢より小山までは8、9里である。この（合計）17、18里の道を越えて（小山へ）来たが、振る舞いもなく薄茶も出なかった。大将衆の福島正則、池田輝政、浅野

幸長、この衆も馬に乗り、持鎗1本、挟箱1つ2つ、歩行者10人くらい、馬印1つにて参上した。(家康の)御意を承り、御広間よりそのまま出立して西を指してのぼった(=西上した)。大将衆も17、18里(の道)を越えて(小山へ)参上したので、小山を出立して、道中は世の常の軽い者が歩くように、うちまたぎの馬にて旅籠飯を食べてのぼった(=西上した)。大将衆が座を立て一時ほど(=約2時間)過ぎて、(家康が)福島正則に用があるので追いかけて呼び返すように、と(命じて)奥平藤兵衛(=奥平貞治)を遣わした。(本文にはこのようにあるが、黒田家の覚書には、黒田長政が小山を出立したところ、奥平藤兵衛を使者にして黒田長政を途中より呼び返し、〔家康の〕御前において御用などを深夜まで申し聞かせた。〔家康から黒田長政に〕御暇を下された時、〔家康の〕秘蔵の馬を〔家康から長政が〕拝領し、早速出立した、とある。〔この点について著者である〕卜齋の書き間違いであり誤りであると見えるので、このことをここに記す⁽³²⁾ 小田原までで追い付けば呼び返し、小田原まで行って追い付かなければ帰るように、という(家康の)上意であった。(その後)追い付けなかったために奥平藤兵衛が帰ったあとで(著者の卜齋が家康に)聞いたところ、福島正則が申し上げたことは、駿河より勢州(=伊勢)までの城に(徳川家の)御譜代衆を遣わして受け取らせて(から家康が)のぼる(=西上する)ように、と(福島正則が)申し上げた、とのことである。

7月29日条 先手衆の人数は残らず引き取った(=西上のため撤退した)。

7月晦日条 諸勢は大方引き取った(=西上のため撤退した)。

この記載を見ると、7月27日に諸将に対して招集をかけて、翌日の7月28日に諸将が小山に集まったことになっている。このように小山評定が7月28日におこなわれた、とする点は、従来の通説である7月25日説とは異なる点である。

また、小山評定の内容は、①評定(軍議)というものではなく、一方的に家康の上意(諸将に対して西上を命じる上意)が、取り次ぎの本多忠勝と本多正信の2人によって、集まった諸将に対して伝えられたのみである、②よって、家康が臨席しなかった可能性もある、③慌ただしい雰囲気の中で、接待もなく、諸将がごく少数の供回りを連れて集まり、家康からの上意を聞くと、そのまますぐに西上した、というものであったことがわかる。

つまり、協議をしていないわけであるから評定とは言えず、家康の御意を諸将が一方的に受け取るだけの慌ただしいものであったので、短時間で済んだと考えられる。そして、福島正則や山内一豊の有名なエピソードは出てこないことと、参加した諸将で具体的な名前が出てくるのは、福島正則、池田輝政、浅野幸長だけであることも注意される。

諸将が小山を出立したあと、家康の命で奥平貞治が福島正則を追いかけた話は、著者である卜齋の錯誤であり、福島正則ではなく黒田長政が正しいという記載が後筆により記さ

れている。この点は、確かに『黒田家譜』⁽³³⁾には、同様の話が載っており、厚木（現神奈川県厚木市）で長政に追い付いて、長政が小山へ引き返して家康と一晚中協議したことになる⁽³⁴⁾。

家康の側近（侍医）である板坂卜斎の覚書（『慶長年中卜斎記』）において、巷間流布している小山評定の内容とは大きく異なる上記のような記載がされている点には、注意してよかろう。特に、家康と諸将の間で協議などは全くなく慌ただしく終了し、家康の臨席さえ明確には記されていない、という点は重要である。このことは諸将の西上の決定が、そもそも協議するような性格のものではなかったこと（＝家康が西上を命じればそれで済むこと）を明確に示している。

なお、上記の『慶長年中卜斎記』における日付について一次史料で検証すると、上述のように、家康が東下した諸将に対して一斉に西上するように命じたのは7月26日であるから⁽³⁵⁾、7月28日に小山評定（上述のように実質的には評定ではないが）があり、そこで諸将の西上が決定した、とするのは誤りであることがわかる。よって、『慶長年中卜斎記』の小山評定7月28日説は成り立たないことになる。その他、上述のように本稿での考察の結果、7月19日に家康が福島正則に対して西上を命じているので、7月28日の時点で福島正則は小山にいなかったことは明らかであり、『慶長年中卜斎記』において、福島正則が7月28日の小山評定に参加した、としている点は誤りであることがわかる。

また、7月27日付で家康が諸将に対して、翌日に小山へ来るようにと一斉に招集を命じた書状は伝わっていない。ただし、7月27日付で、明日御大儀であるが（家康のところへ）来るように、と（家康が）述べられた、と記した山内一豊宛大久保忠隣・本多正信連署状がある⁽³⁶⁾。この連署状には小山という地名は記されていないし、小山へ来ることを意味していたとしても、山内一豊のみが小山に来たということになり、諸将が小山に一斉に参集したということにはつながらない。

福島正則が、駿河より伊勢までの城に（徳川家の）御譜代衆を遣わして受け取らせて（から家康が）西上するように、と申し上げた、という上記の記載については、文脈上からは、いつどこで福島正則がこうした発言をしたのかははっきりとわからない。

一次史料で関係する点を検証すると、前日の7月27日付で家康家臣の榊原康政が秋田実季に対して、家康の上洛に関して、路次中の城々へも番勢を入れ、仕置を丈夫にして西上する、と記している⁽³⁷⁾。よって、上記の福島正則の発言が7月28日であるとするならば、東海道の諸城へ番勢を入れることは、福島正則の発言が契機になったのではなく（＝福島正則の発案ではなく）、それ以前から徳川家サイドで決定していたことがわかる。その意味では、福島正則のこうした発言のエピソードそのものについても疑義が生じることになる。そもそも、福島正則が小山を出立して一時ほど（＝約2時間）後に奥平貞治が追いかけたが、追い付くことができなかったということは、この時、福島正則はすでに小田原以西に行っていたということになるが、小山－小田原間の距離を考えると、福島正則の移動速度が早すぎることになるので、この話自体の信憑性がないと考えられる。

4. 小山で何らかの談合はあったのか？

上述のように、一次史料の検討から、7月25日に小山評定がおこなわれた形跡はないことが明らかになったが、それでは小山において何らかの談合はあったのか否か、という点について検討するため、以下の【史料E】を提示する。

【史料E】（「(慶長5年) 7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」⁽³⁸⁾)

尚々、去廿三日之御状畏入候、其刻小山へ罷越、御返事不申入候、以上急度以飛脚申入候、就其、上方之儀、各被申談、仕置ニ付、会津表御働、御延引ニ候、上辺之儀、弥被聞召届上、様子可被仰出旨、内府様被仰候、我等儀、此間宇都宮ニ在之候へ共、結城辺迄罷越候、駿州方（＝より）上之御人数ハ、何も国々へ御返しニ候、猶珍敷儀候ハ、可申入候、恐々謹言

浅左京
幸長（花押）

七月廿九日
大関左衛門督殿
御宿所

この「(慶長5年) 7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」の存在は、高橋明氏より筆者に直接御教示をいただいた。上述のように、高橋氏は同氏の論文「会津若松城主上杉景勝の戦い・乾－奥羽越における関ヶ原支戦の顛末－」⁽³⁹⁾において、すでに引用され紹介されている。高橋氏の直接の御教示によれば、この浅野幸長書状の内容から「おそらく小山において、談合はあったことを示すものと思われる」と高橋氏は指摘している。この高橋氏の指摘を考慮したうえで、この書状の内容について以下に詳しく検討したい。

まず、この書状の内容をまとめると以下ようになる。

- ①上方のこと（＝上方の状況という意味であろう）をそれぞれ（の諸将が）談合（＝相談）して、仕置のため、会津方面への出陣（＝上杉討伐）は延引（＝延期）することになった。
- ②上方方面のこと（＝具体的には、石田三成、毛利輝元などの動きを指す）については、よりいっそう（家康が）聞き届けたいので、その状況を（諸将に）伝える旨を家康が述べた。
- ③浅野幸長は、このあいだ（＝この前）は宇都宮（現栃木県宇都宮市）にいたが、（今は）結城（現茨城県結城市）あたりまで来た。
- ④駿州（＝駿河国）より上の人数（＝軍勢）は、いずれも国々（＝諸国）へ返した。
- ⑤去る（7月）23日の書状は承ったが、その時、小山へ行っていたので返事は申し入れなかった。

この中で重要な点は、上記①の上杉討伐の延期は、上方の状況（＝石田三成、毛利輝元

などの動きを指す)について(諸将の)談合(の結果)による、としている点である。つまり、上方の軍事的動向に対応するために上杉討伐の延期を決めたことがわかるが、上杉討伐の延期を決めた諸将の談合がいつどこでおこなわれたのか、という点については具体的記載がない。よって、上杉討伐の延期が何日に決定したのかはわからず、小山で談合がおこなわれたのかどうかということも断定できない。また、その談合に家康が加わったのか、加わっていないのか、という点や、家康が談合に加わった場合、どのような形で加わった、という点についても言及はない。

なお、諸将の談合により決定したのは上杉討伐の延期(実質的には中止)であって、諸将の西上を談合によって決定した、とは記していない点には注意する必要がある。

上記⑤は、大関資増が7月23日付で浅野幸長に対して出した書状が、浅野幸長の陣所に届いた日に浅野幸長は小山に行っていた、という内容である。上記③の記載によれば、浅野幸長は宇都宮に在陣していたと考えられる。大関資増は下野国黒羽城(現栃木県大田原市)が居城であるので、黒羽から7月23日に書状を出したとすると、黒羽-宇都宮間の距離を考慮した場合、小山に届くのは翌日(7月24日)であったと推測される。とすると、浅野幸長が小山へ行った日は7月24日ということになるが、浅野幸長が小山へ行った目的については記載されておらず、諸将による談合と関係するのか、関係しないのかという点は不明である。

上記④は、東下した諸将のうち、駿河国以西に居城がある諸将の軍勢は7月29日の時点ではすでに西上した、という意味である。駿河国以西の諸国とは、具体的には、駿河、遠江、三河、尾張などの諸国を指すが、この諸将の西上は、上記①の上杉討伐の延期が原因であることは言うまでもない。

上記⑤は、上杉討伐の延期により、浅野幸長はそれまでいた宇都宮から結城まで南下してきた、という意味にとることができる。

以上の点を勘案すると、「おそらく小山において、談合はあったことを示すものと思われる」という高橋氏の上述の指摘については、より慎重な判断が必要かもしれない。しかし、だからと言って、この浅野幸長書状の内容による高橋氏の指摘が重要な意味を持つことは揺らぐものではない。よって、今後は、新出史料を含めて他の一次史料の検証により高橋氏の上述の指摘の妥当性について、より深く考察していく必要がある。

おわりに

これまでの関ヶ原の戦いに関する通説では、7月25日に小山評定がおこなわれ、そこで上杉討伐の中止と東下した諸将の西上が決定した、とされてきた。そして、その小山評定において福島正則や山内一豊のドラマチックな発言と演出が歴史的事実と認定され、家康がいかに多くの豊臣系部将から信望が厚かったのかを示す有名なエピソードとして周知されてきた。

しかし、本稿で指摘したように、7月25日に小山評定がおこなわれた、とする一次史料

（同時代史料）は存在せず、これまでその根拠とされてきた「〔慶長5年〕7月24日付福島正則宛徳川家康書状」は『武徳編年集成』という江戸時代中期（元文5年）に成立した編纂史料に収録される段階で、日付と内容を改ざんされたものであることが明らかになった。『武徳編年集成』の著者である木村高敦によるこの巧妙な改ざんは、関ヶ原の戦いを家康の聖戦に仕立て上げるための捏造と思われるが、こうした徳川史観による虚像をはぎ取る作業は今後も続けて行かなくてはならないだろう。

冷静に考えれば、7月17日に大坂の三奉行が「内府ちかひの条々」を出して、家康を激しく弾劾し公儀から排除した結果（「内府ちかひの条々」は7月24日に家康のもとに届いた⁽⁴⁰⁾）、上杉討伐は政治的正統性が消滅して公戦の名目はなくなったのであるから、もはや上杉討伐は中止せざるを得なかったのである。

これまで、小山評定について、7月25日に時間をかけた評定が開かれ、その場でそれぞれの諸将がとうとうと自分の考えを発言した、というような芝居があったもの（それぞれの諸将が長い台詞をとうとうと述べるテレビドラマ的演出によるもの）というイメージがあった。しかし、歴史的事実としては、上述のように7月26日に家康が東下した諸将に対して一斉に西上するように命じ⁽⁴¹⁾、それ以前の7月19日には福島正則に対して、いち早く西上するように家康が命じたが、その西上決定に至る経過において、これまで考えてこられたような小山評定はなかったのである。

上杉討伐の中止がいつ決まったのか、という点については、上述したように、稲葉通孝が7月18日の時点で上杉討伐の延期により途中から引き返して国許に帰っているため、7月18日より前であったことは確実である。よって、家康が福島正則に西上を命じた7月19日、及び、諸将に対して一斉に西上を命じた7月26日より前の段階で、上杉討伐の中止は決定されていたことになる。つまり、7月18日より前の段階で上杉討伐の中止がまず決定され、その後、何日間かのタイムラグを置いて、7月19日に福島正則に西上を命じ、その7日後の7月26日に諸将に対して一斉に西上を命じた、というのが正しい解釈ということになる。

よって、（1）上杉討伐の中止決定（7月18日より前）、（2）福島正則に西上を命じた（7月19日）、（3）東下した諸将に対して一斉に西上を命じた（7月26日）、というように3段階を経たことがわかる。

このように考えると、これまでの通説で述べられてきたような7月25日の小山評定で、上杉討伐の中止と諸将の西上が同時に決まった、というのは全くの絵空事であることが理解できよう。

上述した「〔慶長5年〕7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」に記されている談合とは、①談合が小山で開かれたかどうかわからない、②談合がおこなわれた正確な日付がわからない、というネックがあるが、上方の状況に対応して諸将が談合して上杉討伐の延期を決めた、としているので、日付的には関東に下向した諸将が、上方の状況についての情報を入手してからということになるため、上記の3段階のうち、日付的には、上記の（2）と（3）の間ということになるだろう。ただし、上述のように、家康サイドでは7月18日よ

り前に、上杉討伐の中止をすでに決定していたと考えられる。考えられる可能性としては、7月26日に家康が諸将に対して一斉に西上を命じるその前段階において、諸将間で何らかの談合がおこなわれたことを指すものかもしれない。なお、この談合については、今後、関連史料（一次史料）を博搜してその実態を検証していく必要がある⁽⁴²⁾。

結論としてまとめると、これまで通説として扱われてきた小山評定は、日付の虚偽（7月25日におこなわれたのではない）、内容の虚偽（福島正則、山内一豊などの有名なエピソードはなかった）が指摘できる。上述のように、そもそも7月19日に家康が福島正則に対して西上を命じているので、7月25日の時点で福島正則が小山にいなかったことは明白であり、これまで7月25日とされてきた小山評定における福島正則の有名なエピソードは虚偽であることはあきらかであると言えよう。よって、これまで通説で歴史的事実として認知されてきた7月25日の小山評定を機軸として、関ヶ原の戦いへの経過をとらえてきた考え方は、大幅な修正が必要になってくるであろう。

小山評定は諸将の西上決定をドラマチックに演出するために捏造された架空の話、つまりフィクションであり、こうした話が、あたかもその場を見てきたような感じで後世に捏造された背景には、徳川史観による家康神話の創出という目的があったものと考えられる。その意味では、歴史事実から乖離して関ヶ原文学の創出（実際にはありもしないエピソードやセリフなど架空の話をでっちあげる）といった次元に踏み込んでいるのであって、その関ヶ原文学による感動的なドラマ（家康を神格化させることを目的とした虚像）が、歴史事実と誤認されて一般にこれまで流布してきたのである。

小山評定において、『徳川実紀』では、福島正則が「今回のことは実に三成の謀^{はかりごと}から起き、天下を乱そうとすることに間違いございません」と発言した⁽⁴³⁾、とか、諸将がみな「浮田（宇喜多）、石田などこそがおおもとの原因である」と発言した⁽⁴⁴⁾、とするが、こうした発言の内容も『徳川実紀』において創作された捏造と考えられる。これらの発言が、『徳川実紀』において捏造された背景には徳川家康と豊臣公儀（豊臣秀頼）との対立ではなく、家康と石田三成との対立というように、問題を矮小化させる目的があったと考えられる。

実際には、『太田和泉守記 全』に記されているように、7月24日（或いは、7月25日）の時点で、家康は秀頼の「御敵」になった⁽⁴⁵⁾、というのが歴史的真実であったと思われる。この『太田和泉守記 全』は関ヶ原の戦いの7年後の慶長12年に成立しているので、編纂史料ではあるが、慶長5年当時の実情をよく伝えていると考えられる。

しかし、その後、徳川史観のバイアスがかかった歴史史料からは、家康が豊臣公儀（秀頼）の敵になった、という記述は消されてしまい（家康が豊臣公儀の敵になったということは、江戸幕府成立の政治的正統性という点で、徳川家にとって都合が悪かったため）、もっぱら家康と石田三成との対立に問題がすりかえられてしまったのである。徳川史観による、こうした巧妙な問題点のすりかえについても、これからは精緻に検証していく必要がある。

今後は関ヶ原の戦いに関係する歴史事象について、小山評定の問題に限らず、こうした徳川史観によって粉飾された部分と純粋な歴史事実との峻別を史料批判に基づいて厳然と

おこなっていく必要があるだろう。

また、これまで周知されてきた、いわゆる小山評定の感動的なストーリーがいつの時代に捏造されたのか、という点を追及する必要がある。例えば、江戸時代前期に成立した『太田和泉守記 全』⁽⁴⁶⁾（慶長12年〔1607〕成立）、『当代記』⁽⁴⁷⁾（寛永年間〔1624～1644〕成立）、『三河物語』⁽⁴⁸⁾（元和8年〔1622〕成立、寛永2年〔1625〕～同3年頃改訂）、『藤堂家覚書』⁽⁴⁹⁾（寛永18年〔1641〕成立）、『石川正西聞見集』⁽⁵⁰⁾（万治3年〔1660〕成立）といった諸史料には、小山評定に関する記載はないが、その後、どの時代の史料から小山評定の記載があらわれるのか、そして、どの時代からその内容の脚色がエスカレートしていくのか、という点を検討する必要があるが、その点の考察については、他日を期したい。

〔註〕

- (1) 『史料綜覧』巻13（東京大学史料編纂所編纂、財団法人東京大学出版会発行、1954年発行、1982年復刻、236頁）では、慶長5年7月24日条に「徳川家康、下野小山ニ著ス、山城伏見城守将鳥居元忠ノ急使ニ接シ、諸将ヲ招集シテ、去就ヲ問フ、黒田長政・福島正則等ノ諸将、誓書ヲ致ス、家康、結城秀康ヲ会津口ノ将ト為ス、尋デ、正則等、西上ス」という綱文を掲げている。つまり、7月24日に家康が小山（下野国）へ到着し、諸将を招集して小山評定を開いたということになり、小山評定7月24日説をとっている。小和田哲男『関ヶ原から大坂の陣へ』（新人物往来社、1999年、97～99頁）では、この小山評定7月24日説について批判したうえで、小山評定は7月25日に開かれたと指摘し、小山評定の内容を記載している。笠谷和比古『関ヶ原合戦－家康の戦略と幕藩体制－』（講談社、1994年、73～81頁）では、「小山の評定」として、小山評定の内容を記載している。笠谷和比古『関ヶ原合戦と大坂の陣』（吉川弘文館、2007年、44～50頁）でも、同様に「小山の評定」として、小山評定の内容を記載している。本多隆成『定本徳川家康』（吉川弘文館、2010年、186頁）では、「翌25日にいわゆる小山の評定となったのであった」と記している。このように、関ヶ原の戦い関係の先行研究では、7月25日（前掲『史料綜覧』巻13は7月24日）に小山評定が開かれたことを既定の歴史的事実として扱っている。なお、拙著『新「関ヶ原合戦」論』（新人物往来社、2011年）において、7月25日に小山評定がおこなわれたと記したが、本稿における検討の結果、この点については訂正をしたい。
- (2) 『徳川実紀』第1編（新訂増補国史大系）（吉川弘文館、1981年、68頁）。大石学・佐藤宏之・小宮山敏和・野口朋隆編『現代語訳徳川実紀－家康公伝1・関ヶ原の勝利－』（吉川弘文館、2010年、130～131頁）。大石学・佐藤宏之・小宮山敏和・野口朋隆編『現代語訳徳川実紀－家康公伝【逸話編】関ヶ原と家康の死』（吉川弘文館、2011年、10～12頁）。
- (3) これまで知られてきた「（慶長5年）7月24日付福島正則宛徳川家康書状（写）」（『武

- 徳編年集成』所収)については、後述するように、その日付及び内容について問題点(疑義)がある。
- (4) 下村信博「松平忠吉と関ヶ原の戦い」(『名古屋市博物館研究紀要』34巻、名古屋市博物館、2011年)。
 - (5) 神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』(臨川書店、1987年、92号文書)。
 - (6) 「天地人講座-ふくしまと上杉氏-」(2009年10月12日開催)での高橋明氏の講演内容。
 - (7) 高橋明「奥羽越の関ヶ原支戦」(『直江兼統と関ヶ原-慶長5年の真相をさぐる-』、財団法人福島県文化振興事業団、2011年、9頁)。
 - (8) 高橋明「会津若松城主上杉景勝の戦い・乾-奥羽越における関ヶ原支戦の顛末-」(『福大史学』80号、福島大学史学会、2009年)。
 - (9) 『慶長年中卜斎記』慶長5年7月24日条には「内府違ひ十三ヶ條の書物上方より越候」と記されている(『改定史籍集覧』第廿六冊、臨川書店、1902年〔近藤活版所〕発行、1984年復刻、51頁)。
 - (10) 中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(日本学術振興会、1958年、524~525頁)。大分県立図書館所蔵写本『武徳編年集成』(碩田叢史の内)の写真帳の記載内容も同様。
 - (11) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻の解説(525頁)。
 - (12) 『国史大辞典』(吉川弘文館、1991年、307頁、「武徳編年集成」の項目)。『日本大百科全書』20(小学館、1988年、439頁、「武徳編年集成」の項目)。
 - (13) 大分県立図書館所蔵写本『武徳編年集成』(碩田叢史の内)の写真帳。
 - (14) 『広島県史』近世資料編Ⅱ(広島県、1976年)。『広島県史』近世資料編Ⅱの解題(38頁)によれば、「福島家系譜」は、東京・南郷次郎氏旧蔵の影写本であり、編者は「福島正敷か」と推定しており、成立年代は天保2年(1831)以降と思われる、としている。
 - (15) 京都大学総合博物館所蔵「福島家文書」。京都大学文学部古文書室架蔵の写真帳(京都大学総合博物館所蔵「福島家文書」)を閲覧した。
 - (16) 京都大学総合博物館所蔵「福島家文書」。京都大学文学部古文書室架蔵の写真帳(京都大学総合博物館所蔵「福島家文書」)を閲覧した。
 - (17) 「(慶長5年)7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状」(『岐阜県史』史料編古代・中世1、岐阜県、1969年、851~852頁)。前掲『岐阜県史』史料編古代・中世1(852頁)では、この書状の年次比定について「(慶長5年カ)」としているが、内容的に見て慶長5年に年次比定してよいと考えられる。
 - (18) 『石川正西聞見集』(埼玉県史料集第1集)(埼玉県立図書館編集・発行、1968年)。前掲『石川正西聞見集』の解題(1~3頁)によれば、『石川正西聞見集』は松井松平家の家老であった石川昌隆(号正西)が、万治2年(1659)、三代目の藩主松平康映の命を受けて、生涯の見聞を記述して、翌年、87才の時に完成して「聞見集」と名

付けて献上したものである。内容的には、公平、客観的な態度に終始し、徳川家康の神格化などは見られず、どの人物についても、ことさらに称揚したり、悪罵したりすることない、としている。石川昌隆（正西）は、天正2年（1574）に三河東条に生まれたので、慶長5年、主君の松平康重に従って上杉討伐のために国許の騎西を出陣した時は、27才であったことになる。

- (19) 家康が7月21日に江戸を出陣したことは、「(慶長5年) 7月21日付松井康之・有吉立行宛細川忠興書状」(前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、519～520頁)の記載内容による。
- (20) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(524～527頁)において、①京都大学所蔵福島文書の「7月9日付福島正則宛徳川家康書状」(上記の【史料C】に該当する)、②『福島家系譜』所収の「7月19日付福島正則宛徳川家康書状」(上記の【史料B】に該当する)、③『武徳編年集成』所収の「7月24日付福島正則宛徳川家康書状」(上記の【史料A】に該当する)を検討対象とし、考察の結果、③『武徳編年集成』所収の「7月24日付福島正則宛徳川家康書状」を採っている。ただし、『武徳編年集成』は疑義が多いのでそれを採用しないとするならば、②『福島家系譜』所収の「7月19日付福島正則宛徳川家康書状」に依る、として、『武徳編年集成』に対する史料批判の観点から一定の保留的見解を中村氏は提示している。なお、前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(524～527頁)においては、上記の【史料D】(「(慶長5年) 7月19日付福島正則宛徳川家康書状(写)」、『福嶋氏世系之圖 全』、京都大学総合博物館所蔵「福嶋家文書」)は検討対象に含まれていないので、中村氏が京都大学総合博物館所蔵「福嶋家文書」を調査した際に見落とされたものと思われる。ちなみに、筆者(白峰旬)が京都大学文学部古文書室架蔵の写真帳により京都大学総合博物館所蔵「福嶋家文書」を調べたところ、京都大学総合博物館所蔵「福嶋家文書」は5つのパートから構成されており、その内訳は、①「表題なし」(一点ものの文書がいくつかある。つまり個々の文書が複数ある)、②『福嶋家文書』(福島正則が発給した文書の写し为中心であり、家康書状の写しはない)、③『天正元和年中福島文書』、④『福嶋氏世系之圖 全』、⑤『福嶋家分限帳』というものであり、②～⑤はそれぞれ冊子になって綴じられている。この5つが1冊の写真帳としてまとめられており、その写真帳のタイトルが「福嶋家文書」である。なお、前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(525頁)において、「京都大学所蔵福島文書」としているのは、上記③『天正元和年中福島文書』のことを指すと考えられる。
- (21) 前掲『改定史籍集覧』第廿六冊、所収。
- (22) 前掲『改定史籍集覧』第廿六冊(48頁)。
- (23) 「(慶長5年) 7月13日付榊原康政・本多正信・永井直勝宛益田元祥・熊谷元直・宍戸元次連署状」(『吉川家文書之二』〈大日本古文書〉、東京帝国大学編纂・発行、1926年、911号文書)。
- (24) 「(慶長5年) 7月14日付榊原康政宛吉川広家書状」(前掲『吉川家文書之二』〈大日

- 本古文書)、912号文書。前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、567頁)。
- (25) 前掲註(18)に同じ。
- (26) 「(慶長5年)7月26日付堀秀治宛徳川家康書状」(前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、531~532頁)。
- (27) 「(慶長5年)8月4日付福島正則宛徳川家康書状」(『愛知県史』資料編13、織豊3、愛知県史編さん委員会編纂、愛知県発行、2011年、924号文書。前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、552頁)。
- (28) 拙稿「慶長5年6月~同年9月における徳川家康の軍事行動について(その1)」(『別府大学紀要』53号、別府大学、2012年)。
- (29) 光成準治『関ヶ原前夜-西軍大名たちの戦い-』(日本放送出版協会、2009年、78~80頁)では、上記の【史料A】、【史料B】、【史料C】の日付に関する3説について、黒田長政は7月21日前後に西上を開始しており、7月24日に小山・会津間にいたとされる福島正則へ情報を伝達することはできない、という理由から7月24日付家康書状説を否定している。また、7月9日にはまだ反家康の決起が表面化していない、という理由から、7月9日付家康書状説も否定している。そして、7月19日付家康書状説について、「仮説」として、石田三成の決起情報が入ったため、家康が黒田長政を使者として派遣して福島正則を江戸へ呼び返し協議した結果、黒田長政・田中吉政が三成討伐に向かったとし、福島正則はどちらに向かったのかは確定できない、としている。光成氏の「仮説」において、福島正則はどちらに向かったのかは確定できない、としているのは、光成氏が、本稿でおこなったような【史料A】、【史料B】、【史料C】の内容比較による文言の違いの検討をしていないことによるものであって、この文言の違いを検討しないと、7月19日付家康書状が正しいことを正確に論証することができないと言えよう。なお、光成氏は、小山評定が7月25日におこなわれたという従来通説的見解については否定していない。
- (30) 前掲註(2)に同じ。
- (31) 前掲『改定史籍集覧』第廿六冊(52~55頁)。『慶長年中卜斎記』の文中において、脱字などにより文脈上意味が通らない箇所は、『慶長年中卜斎記』の別系統の写本である『慶長記』(小野信二校注『家康史料集』〈戦国資料叢書6〉、人物往来社、1965年。『慶長記』は『慶長年中卜斎記』の別名である)の同箇所によって文言を補って意味を考えた。
- (32) この記載部分は、後世の他者(卜斎以外の人物)による加筆箇所(つまり、後筆による箇所)であると考えられる。
- (33) 貝原益軒編著『黒田家譜』(歴史図書社、1980年、281~282頁)。
- (34) ただし、前掲・光成準治『関ヶ原前夜-西軍大名たちの戦い-』(76頁)では、「(慶長5年)7月29日付黒田長政宛徳川家康書状」に「三奉行の参画への対応について再度長政と協議したいのだが、すでに長政は西上しており、協議できないので、池田輝政に詳細を伝えたから、輝政と協議して欲しい」と記されていることを根拠として、

- 黒田長政は実際には家康に呼び返されていない、という見解を出している。
- (35) 前掲註 (26) に同じ。
- (36) 「(慶長5年) 7月27日付山内一豊宛大久保忠隣・本多正信連署状」(『山内家史料・第一代一豊公紀』、山内神社宝物資料館、1980年、331頁)。
- (37) 「(慶長5年) 7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」(前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、535頁)。
- (38) 「(慶長5年) 7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」(『関ヶ原合戦と大関氏－近世大名への転身－』〈黒羽町芭蕉の館・第10回特別企画展図録〉、黒羽町教育委員会発行、2000年、16頁所収写真)。この浅野幸長書状の存在とその内容についての御指摘を、高橋明氏より筆者に直接御教示いただいた。高橋氏の御厚志に対して深謝する次第である。
- (39) 前掲註 (8) に同じ。
- (40) 前掲註 (9) に同じ。
- (41) 前掲註 (26) に同じ。
- (42) 「(慶長5年) 8月12日付伊達政宗宛徳川家康書状」(前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、568～569頁) には、福島正則・田中吉政・池田輝政・細川忠興が、それぞれ、まずまず「上方仕置」を申し付けないと思いどおりにならない、と再三言うので、まずは(家康は)江戸まで帰陣した、と記している。この記載は、家康と諸将の間で何らかの談合があったことを示しており、豊臣系諸将(福島正則・田中吉政・池田輝政・細川忠興)が家康に西上を強く要請したことがわかる。ただし、この談合がいつどこでおこなわれたのかわからないほか、これらの豊臣系諸将が一堂に会して家康と談合をしたのか、或いは、個別にそれぞれ家康と談合をおこなったのか、という点もわからない。
- (43) 前掲『現代語訳徳川実紀－家康公伝4【逸話編】関ヶ原と家康の死－』(11頁)。
- (44) 前掲『現代語訳徳川実紀－家康公伝1・関ヶ原の勝利－』(130頁)。
- (45) 『太田和泉守記 全』(名古屋蓬左文庫所蔵)の慶長5年7月21日条には、家康は「御動座四日路」の時点で、先手は小山(下野国)まで参陣していたが、(この時、家康が)秀頼公の「御敵」になったという注進があった、と記されている。この場合、家康が上杉討伐のために、7月21日に江戸を出馬して「四日路」(＝4日間の旅程、或いは、4日かかる道のり)ということから、7月21日から足かけ4日であれば7月25日、単純に4日経過したということであれば7月24日ということになる。この7月24日(或いは、7月25日)の時点で、家康が秀頼の「御敵」になったという注進があった、というのは、大坂の三奉行が家康を弾刻した「内府ちかひの条々」が出されて、家康が豊臣公儀(秀頼)の敵になった、という注進が7月24日(或いは、7月25日)に家康のもとへ届いた、という意味であろう。
- (46) 名古屋市蓬左文庫所蔵。
- (47) 『當代記 駿府記』〈史籍雑纂〉(続群書類従完成会、1995年)。

- (48) 『三河物語 葉隠』〈日本思想体系26〉(岩波書店、1974年)。
(49) 『改訂史籍集覧』第十五冊(臨川書店、1902年〔近藤活版所〕発行、1984年復刻)。
(50) 前掲註(18)に同じ。

【謝辞①】京都大学文学部古文書室架蔵の写真帳(京都大学総合博物館所蔵「福嶋家文書」)の閲覧に際しては、閲覧申請の段階から京都大学文学部古文書室の山田徹氏に御丁寧な対応をしていただいた。その点に関して謝意を表する次第である。

【謝辞②】本稿において検討した「(慶長5年)7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」(『関ヶ原合戦と大関氏-近世大名への転身-』〈黒羽町芭蕉の館・第10回特別企画展図録〉、黒羽町教育委員会発行、2000年、16頁所収写真)の存在とその内容についての御指摘を、高橋明氏より筆者に直接御教示いただいた。高橋氏の御厚志に対して深謝する次第である。また、本間宏氏からは、高橋明氏を筆者に御紹介いただくとともに、東北地方における関ヶ原の戦い関係の両氏(本間氏、高橋氏)の論文、著作などの多くの資料を御恵与いただいたことに厚く御礼を申し上げる次第である。